



# 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金



— 住民税非課税世帯などに1世帯あたり5万円 —

**【対象世帯】**  
住民税非課税世帯や、予  
期せず家計が急変した世帯  
に対し、1世帯あたり5万  
円を助成します。

**【申請方法】**  
① 市民税非課税世帯対象世帯  
に送付する確認書(11月中  
旬頃発送予定)に必要事項  
を記入し郵送  
※窓口の混雑を避けるため、  
郵送による手続きをお願い  
します

**【給付額】**  
1世帯あたり5万円

**【提出期限】**  
令和5年1月31日(火)

**【問合せ】**  
福祉課 ☎35-31139

**【問合せ】**  
子育て支援課  
☎35-31140

※令和4年1月2日以降に転  
入した方、令和4年度の住  
民税が未申告の方が含まれ  
ている世帯には確認書が郵  
送されないため、ご自身で  
申請する必要があります

□ ② 家計急変世帯  
申請書および必要書類を福  
祉課(本庁1階)、各支所窓  
口

※家計急変世帯には市から案  
内が送付されないため、ご  
自身で申請する必要があります



## 家計急変世帯って?

予期せず令和4年1月~12月までの世帯全員の収入が市民税非課  
税相当になった世帯を指します

※ 農業など季節性のある事業活動や定年退職など収入の減少があらかじめ明らかであるものは対象になりません

### 【考え方】

- ① 令和4年1月以降で、収入が減少した任意の1カ月の収入から、年間の収入状況を推定します。  
\* 収入は、給与、不動産、事業、年金収入を合わせたものです。

$$\text{任意の1カ月 (令和4年1月以降)の収入} \times 12\text{カ月} = \text{年間収入}$$

- ② 年間の収入状況を右の表にあてはめ、それぞれの基準額を下回  
る場合は対象になります。

不明な点は福祉課(本庁1階)へご相談ください。

- \* 障がい者、寡婦、ひとり親世帯で、扶養人数が2人以下の場合は、  
年間収入額204.3万円、年間所得額135.0万円が基準額になり  
ます。

扶養人数	年間収入額	年間所得額
0人	93.0万円	38.0万円
1人	137.8万円	82.8万円
2人	168.0万円	110.8万円
3人	209.7万円	138.8万円
4人	249.7万円	166.8万円

